

農村環境改善センター休館基準

令和8年6月1日

1 判断による休館

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・危険警報・特別警報が発令された場合

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨危険警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雨特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休館 ただし、警報解除2時間後に開館。
正午以降に解除された場合	終日休館
開館中の発令	休館とするが、安全が確認されるまで施設内での待機を許可する。

(2) 地震

震度5弱の地震が発生した場合	地震発生当日は終日休館
開館中の発生	休館とするが、安全が確認されるまで施設内での待機を許可する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	休館の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	休館の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

開館日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日は休館とする。

2 その他

火災、災害、事故等により危険があると認められる場合は休館とする。ただし、災害対策本部の指示により、本施設が避難所として開設される場合がある。